

「産業保健21」68号 産業保健クエスチョン

解 答

Q1 ③ 安衛則第11条第2項

(衛生管理者の定期巡視及び権限の付与)

第11条

2 事業者は、衛生管理者に対し、衛生に関する措置をなし得る権限を与えなければならない。

Q2 ② 安衛法第13条第3項

(産業医等)

第13条

3 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。

Q3 ③ 定められていない。

(衛生委員会) 安衛法第18条第2項

第18条

2 衛生委員会の委員は、次の者をもって構成する。ただし、第1号の者である委員は、1人とする。

1. 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者
2. 衛生管理者のうちから事業者が指名した者
3. 産業医のうちから事業者が指名した者
4. 当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者